

令和5年第436回臨時会

矢吹町議会会議録

令和5年1月13日 開会

令和5年1月13日 閉会

矢吹町議会

令和5年第436回矢吹町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月13日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	8
署名議員	9

令和5年1月13日（金曜日）

（第 1 号）

令和5年第436回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和5年1月13日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第 2号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 議案第 3号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算(第8号)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	企画総務課長	佐藤豊君
危機管理監兼 企画・デジタル 推進室担当	阿部正人君	会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君
教育次長兼 教育振興課長	国井淳一君	子育て支援 課長	小椋勲君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝

副 局 長 神 山 義 久

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第436回矢吹町議会臨時会を開会をいたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

11番 青山英樹君

12番 熊田宏君

を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

報告します。

本日、第436回矢吹町議会臨時会が招集になりましたので、先ほど議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案等につきまして企画総務課長から説明を求め、さらに日程案については議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日1月13日の1日とし、議案審議につきましては、条例改正2件、補正予算1件であり、全体審議とすることに協議が成立いたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今臨時会の会期は本日1月13日、1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1月13日の1日と決定をいたしました。

なお、日程につきましては、会期日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

次に、本臨時会の議案書、議案説明資料並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは日程第3の説明を始めます。

議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

昨年10月の福島県人事委員会において、民間の支給水準に見合うよう、一般職の期末手当、勤勉手当を引き上げる旨の勧告が行われたところであり、今回、県の特別職の期末手当の引上げを踏まえ、議会議員の期末手当について本年度12月期の支給月数を1.625月から1.675月とし、年間支給月数を3.25月から3.30月に引き上げるものであります。

なお、令和5年度以降の期末手当については、6月期、12月期の支給月数をそれぞれ1.65月とし、令和5年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより、議案第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第2号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第4、議案第2号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。昨年10月の福島県人事委員会において、民間の支給水準に見合うよう、一般職の期末手当、勤勉手当を引き上げる旨の勧告が行われたところであり、今回、県の特別職の期末手当の引上げを踏まえ、矢吹町長等の期末手当について、本年度12月期の支給月数を1.625月から1.675月とし、年間支給月数を3.25月から3.30月に引き上げるものであります。

なお、令和5年度以降の期末手当については、6月期、12月期の支給月数をそれぞれ1.65月とし、令和5年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより、議案第2号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより議案第3号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）を議題

といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第5、議案第3号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,770万1,000円を追加し、総額を90億919万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金806万6,000円、県支出金201万6,000円、繰入金1,761万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を旧中央公民館調査委託料及びマイナンバーカード取得報償により1,560万円増額し、民生費を出産・子育て応援交付金により1,210万1,000円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番。

○8番（安井敬博君） それでは、議案第3号について質問させていただきます。

この補正予算の中に含まれております旧中央公民館調査委託料についての質問であります。仮に改修をした場合の設計を含めておりますけれども、この仮に改修をする内容についてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

[企画総務課課長 佐藤 豊君登壇]

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の質問にお答えいたします。

旧中央公民館の仮に改修した場合というところでございますが、現在の状況から、バリアフリー化がないというところ、いろいろ今回の、今の制度上で安全管理、十分にできるようなという部分で、今の制度に見合った部分で改修した場合に幾らかかるのかというところで設計を組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） いまお示しいただいた中で、もうちょっと具体的にお答えいただきたいんですけども、例えばバリアフリー化で言えば、エレベーターを設置するとか、あとは改修をする場合と構造の改修をどの辺を改修するとか、また構造の変更等々が部屋の変更等があるのかどうか、そういったことを、分かる範囲で結構ですのでお示してください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の質問にお答えいたします。

具体的にというところでございますが、今のトイレも段差がある状況となっております。あと設備については、水道がもう今止めておりますので、そこも実際に改修するとなれば、新たに引き直するのか、そこで改修で済むのかというところもあります。下水についても同様でございます。そういった部分で設備面についても検討していかななくてはならないと思っております。あと階段についても2階に上がるというところで、エレベーターの設置についても検討に含めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 同じく、解体、公民館、旧中央公民館調査委託料についてでありますけれども、これ、解体をした場合と改修をした場合と費用の比較ができるようになるということで、その結果についての町民への公表の方法についてお示しいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の質問にお答えいたします。

町民の皆さんへの公表の方法でございますが、ただいま具体的にどういった公表の仕方をするのかということころまでは検討は深めておりません。町民の皆さんにより分かりやすい説明の方法で考えていきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 安井君の質問は打ち切りです。

○8番（安井敬博君） はい、ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより、議案第3号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

なお、引き続き、10時30分より議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いしたいと思います。

これにて第436回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前10時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月27日

議 長 角田秀明

署 名 議 員 青山英樹

署 名 議 員 熊田 宏